

令和6年度オブザーバーについて

（「会則」第6条第6項、同条第11項第四号及び第7条第3項関係）

オブザーバーの承認について

別紙「参考資料2」 東京都居住支援協議会オブザーバー名簿に記載の各区市について、東京都居住支援協議会のオブザーバーとして承認しています。

現在、オブザーバー参加区市数は、41となっています。

〈参考〉

オブザーバー承認手続きの取扱いについて（平成26年総会決定）

○ 以下のとおりとする。

- オブザーバーは、事業年度期間中のいつでも、その参加申請を受け付けるものとする。
- 区市町村については、参加申請のあった団体が以下のいずれかに適合する場合には、オブザーバー参加の承認を受けたものとみなす。
 - ・ 居住支援協議会が既に設立されている区市町村
 - ・ 居住支援協議会の設立を具体的に検討中であると会長が認める区市町村
- 区市町村以外の団体については、東京都居住支援協議会の目的を達成するために必要と考えられる団体等について、個別に、総会の議決を経て、オブザーバー参加を承認する。